

株主優待は、本招集通知に同封しております。  
紛失されましても再発行いたしかねますので、  
お取り扱いに十分ご注意くださいようお願い  
申し上げます。

YAMAN

## 第52回 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2026年3月27日(金曜日) 午前10時(受付開始午前9時)

**場所** ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」

■ 決議事項

議 案 取締役(監査等委員である  
取締役を除く。)2名選任の件

車椅子にてご来場の株主様には、会場内に専用のスペースを設けております。ご要望に応じて、お手洗いへの誘導等もさせていただきます。貸出用車椅子についてもご準備をしておりますので、必要な株主様はご遠慮なくスタッフまでお声がけください。

(証券コード 6630)  
2026年3月11日  
(電子提供措置の開始日 2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都江東区古石場一丁目4番4号  
**ヤーマン株式会社**  
代表取締役社長 山 崎 貴三代

## 第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ya-man.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード(6630)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合には、電磁的方法(インターネット等)又は書面のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日(木曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日(金曜日)午前10時(受付開始午前9時)  
(今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の応当日と著しく離れた日となりましたのは、当社が第52期より事業年度の末日を4月30日から12月31日に変更したためであります。)
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第52期(2025年5月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第52期(2025年5月1日から2025年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項  
議 案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求された株主様に交付する書面は下記の事項を記載しておりません。
  - ・業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
  - ・連結注記表
  - ・個別注記表したがって、本書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎当日は会場と東陽町駅との送迎バスは運行いたしません。
- ◎株主総会当日は、ご出席の皆様へのお土産のご用意や商品販売会等の実施は予定しておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

#### 期末配当金に関するお知らせ

当期の期末配当金につきましては、当社定款第43条の規定により、2026年2月13日開催の取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、ご案内申し上げます。

- 1 期末配当金 1株につき4円75銭
- 2 効力発生日（支払開始日） 2026年3月12日(木)

期末配当金のお支払いにつきましては、「第52期期末配当金領収証」により、払渡期間内（2026年3月12日から2026年4月10日まで）にお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

- ◎当社では、これまで株主総会決議ご通知を書面にて送付させていただいておりましたが、環境等に配慮した省資源化の取り組みとして今回より書面での決議ご通知の送付を廃止し、ウェブサイト上で開示させていただくことといたします。

当社企業情報サイト（株主総会情報）

<https://www.ya-man.co.jp/ir/meeting/>

## 議決権行使のご案内

### 株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時 2026年 3月27日(金曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



### 株主総会に当日ご出席されない場合

2026年 3月26日(木曜日)  
午後5時入力完了分まで

 インターネット等

当社指定の議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>  
にて議案に対する賛否をご入力ください。  
詳細は4ページから5ページをご覧ください。

- (1) スマート行使による方法  
(「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要)
- (2) インターネット等によるアクセス方法  
(「議決権行使コード」・「パスワード」入力必要)

- 議決権行使書面において、議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

2026年 3月26日(木曜日)  
午後5時到着分まで

 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



## インターネット等による議決権行使のご案内

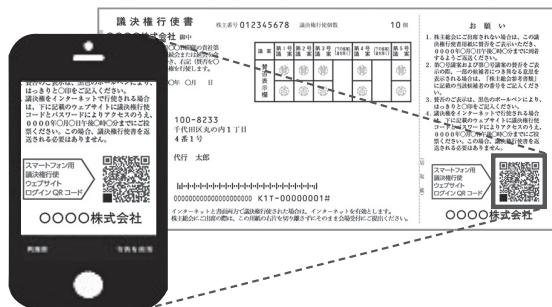
インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことよ  
 っただけのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン  
 用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワ  
 ード」が入力不要でアクセスできます。

### (1) 「スマート行使」による方法（「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要）

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コー  
 ド」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

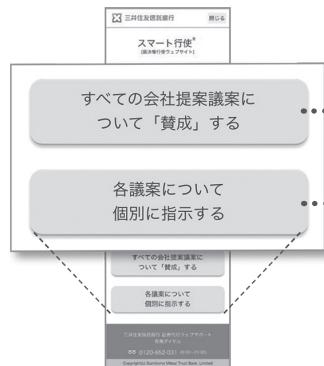
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

#### 1 議決権行使書用紙のQRコードを読み取る (QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



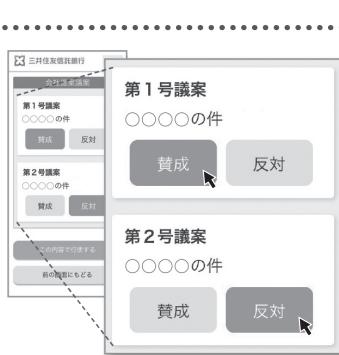
スマートフォンやタブレット端末で、  
 同封の議決権行使書用紙に記載された  
 「スマートフォン用議決権行使ウェブサ  
 イットログインQRコード<sup>®</sup>」を読み取る

#### 2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が  
 開くので、議決権行使方法を選ぶ

#### 3 議案の賛否を選択



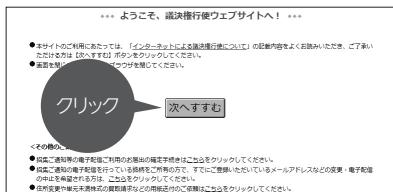
画面の案内に従って議案の賛否  
 を選択

画面の案内に従って  
 行使完了です。

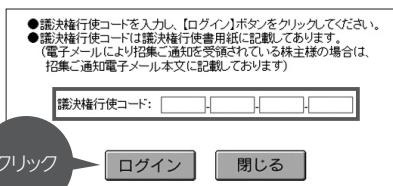
※一度議決権を行使  
 した後で行使内容  
 を変更される場合  
 には、再度QRコー  
 ドを読み取り、議決  
 権行使書用紙に記  
 載の「議決権行使  
 コード」及び「パス  
 ワード」をご入力く  
 ださい。

## (2) インターネット等によるアクセス方法（「議決権行使コード」・「パスワード」入力必要）

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス 議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>

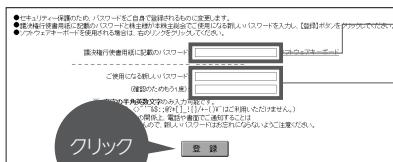


### 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力

### 3 パスワードの入力



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

**株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

インターネット等による議決権行使について ☎ **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

### パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

**機関投資家の皆様へ**  
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

## 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

**議 案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）山崎貴三代氏及び宮崎昌也氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）山崎貴三代氏及び宮崎昌也氏2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員会からは、本議案について、指名・報酬諮問委員会からの答申内容等を踏まえ、監査等委員会監査等基準に基づき検討を行った結果、特段指摘すべき事項はないとの報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>やま ざき き み 三代 山 崎 貴 三 代 (1961年2月9日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">女性</p>	<p>1983年4月 当社入社 1984年5月 マーケティングマネージャー 1986年7月 取締役マーケティングマネージャー 1989年12月 山崎商会株式会社（カーマン株式会社へ商号変更）代表取締役 1993年5月 取締役海外業務部長 1999年2月 代表取締役社長（現任） 2015年2月 YA-MAN U.S.A. LTD.代表取締役（現任） 2015年5月 LABO WELL株式会社代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) LABO WELL株式会社 代表取締役 YA-MAN U.S.A. LTD. 代表取締役</p>	6,204,600株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 山崎貴三代氏は、当社入社後、マーケティング部門や海外部門を経て、1986年から取締役を、1999年2月から現在に至るまで代表取締役社長を務め、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。また、取締役会議長として、取締役会の適切な運営と活性化にも努めております。研究開発の強化、企業ブランディング、新しい市場の創出といった経営課題に対応し、マイルストーンである中期経営計画を達成するために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>みや ぎき まさ や 宮 崎 昌 也 (1975年11月22日生)</p> <p>男性</p>	<p>1996年 8 月 当社入社 2000年12月 経理部課長 2008年 1 月 取締役管理本部長兼経理部長 2008年 2 月 LABO WELL株式会社取締役 (現任) 2008年10月 取締役管理本部長兼企画管理部長 2009年 6 月 LABOWELL CORPORATION取締役 2010年 1 月 取締役管理本部長 (現任) 2024年 9 月 株式会社forty-four取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	20,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 宮崎昌也氏は、当社入社後、長年にわたり管理部門を統括するとともに、2008年から現在に至るまで取締役を務め、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。安定した財務状況を維持しつつ、経営資源の最適化を図り、今後の継続的成長を実現させるために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。山崎真三代氏及び宮崎昌也氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

## 〈ご参考〉

(議案が原案どおり承認可決された場合の) 取締役の専門性と経験

	企業経営	営業・ マーケティング	製品開発・ 技術・研究	グローバル	財務・会計	人事・ 人財開発	法務・ リスク管理・ 内部統制
取締役 (監査等委員 である取締役を除く。)							
山 崎 貴三代	○	○	○	○		○	
宮 崎 昌 也	○				○	○	○
監査等委員である 取締役							
鳥 山 望	○				○		○
石 田 和 男	○				○	○	○
井 川 沙 紀	○	○		○		○	

## 執行役員の専門性と経験

執行役員							
戸 田 正 太	○	○	○				
高 田 潤	○		○				○
松 井 理 奈	○	○		○		○	

以 上

## 事業報告

(2025年5月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当社は決算期変更に伴い、当連結会計年度（2025年5月1日～2025年12月31日）は8ヶ月の変則決算となっております。このため、前連結会計年度との比較は行っておりませんが、参考情報として前連結会計年度12ヶ月の実績値を記載しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境の改善等により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。長引く物価高騰に伴う個人消費の減退が見られました。今後も更なる物価の上昇が懸念されるほか、人手不足や米国の関税政策、さらには日中関係の不安定化などによる影響の懸念等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

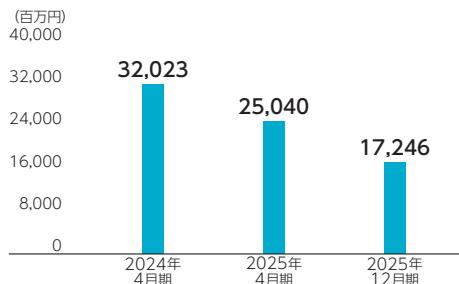
このような状況の下、当社グループでは、2023年6月に公表した中期経営計画「Going Global Strategy」に掲げた「2030年度末までに売上高1,000億円」の目標達成に向けて、研究開発や海外への投資を積極的に行いながら、通販・店販・直販・海外の各販路の最適化を図ってまいりました。

国内においては、2025年7月に完全コードレスのマスク型美顔器「ブルーグリーンマスク リフト」を発売いたしました。マスク型美顔器は欧米を中心に新たなカテゴリーとして成長しており、本製品の日本先行発売を機に、国内LEDマスク市場の創造とグローバル市場でのシェア拡大を目指してまいります。

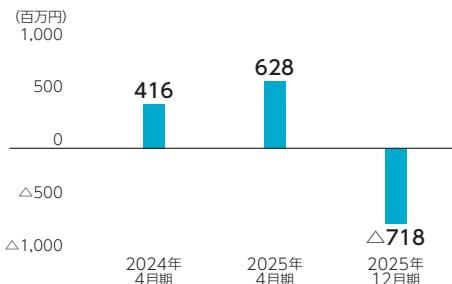
また、美容機器開発で培った電気設計技術や防水構造技術を応用し、美容・健康の枠を超えた製品開発にも取り組みました。毎日の歯磨きにリフトケア<sup>(※1)</sup>を組み合わせた電動歯ブラシ型美顔器「オーラルリフト」を2025年11月より一部家電量販店で発売開始いたしました。口腔内からEMSで表情筋を刺激する当社初の製品で、先行販売ではMakuakeプロジェクト<sup>(※2)</sup>の美容家電ジャンルで歴代1位<sup>(※3)</sup>を獲得し、「オーラルケア」領域に新たな可能性を開きました。

## 連結財務ハイライト

## ● 売上高



## ● 営業利益



さらに、キリンホールディングス株式会社と共同開発した減塩サポート食器「エレキソルト カップ/スプーン」を2025年9月に発売いたしました。本製品は、イオン導入美顔器の中核技術を応用することで、電気ので減塩食品の塩味・うま味を増強する効果を実現しています。日常に溶け込むデザイン性と使いやすさが評価され、2025年度グッドデザイン金賞を受賞しました。

海外においては、2025年6月に当社RF美顔器が中国国家薬品监督管理局（NMPA）より第三類医療機器として認可を取得いたしました。これは中国国外ブランドとして初の事例であり、2026年4月に施行予定の販売規制を前に、当社が高度な技術力を備えたグローバルブランドとして地位を確立するうえで重要なマイルストーンとなります。加えて、「独身の日」では中国最大ECプラットフォーム「Tmall」の美容機器部門で昨年に続き1位<sup>(※4)</sup>を獲得しました。

また、米国においては、コードレスヘアアイロンが好調な売れ行きを見せているほか、サウジアラビアやベトナムなどの新興市場においては、ヤーマンブランドの認知を上げつつ販路の拡大に取り組んでおります。

2025年の「Luxury Lifestyle Awards」では「世界TOP100美容ブランド」に選出されるなど、国際的な評価も高まっております。

しかしながら、当連結会計年度は、将来的な成長基盤を確立するための戦略的な投資と、国内事業の収益構造の抜本的改革の過渡期にあることから、売上高は17,246百万円（前連結会計年度25,040百万円）、営業損失は718百万円（同営業利益は628百万円）、経常損失は637百万円（同経常利益は310百万円）となりました。また、連結子会社である株式会社 forty-fourの取得時に認識したのれんについて、当初想定していた収益を見込めなくなったことから減損損失を計上いたしました。その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は1,197百万円（同親会社株主に帰属する当期純利益は706百万円）となりました。

当連結会計年度の赤字決算は、将来的な成長基盤を確立するための戦略的な投資と、国内事業の収益構造の抜本的改革の過渡期におけるものであり、今後はオンラインとオフラインの融合による直営店展開の強化<sup>(※5)</sup>や、各種新製品の積極的な展開により、収益性の向上と売上の回復を目指してまいります。

- ※1 EMS機器によって表情筋の筋力トレーニングを行うこと
- ※2 Makuakeは、日本の大手購入型クラウドファンディングサイト。新商品や体験を先行購入できる「応援購入サービス」として、未発表のプロジェクト紹介と支援体験を提供している。
- ※3 Makuake内の「歴代ランキング」より美容家電カテゴリーに相当する製品の中で確認。
- ※4 Tmall 販売実績 2025年10月15日～11月14日
- ※5 BtoC事業において直営店を含むオフラインチャンネルを主要販売チャネルとし、オンラインと連携させることで、顧客体験の向上、販売機会の最大化及びブランド価値向上を図り、将来的な事業拡大と収益改善を目指す戦略

次に、各部門の概況についてご報告申し上げます。

当社グループの美容健康関連事業は、販売チャネルごとに、大きく通販部門、店販部門、直販部門、海外部門に区分されます。

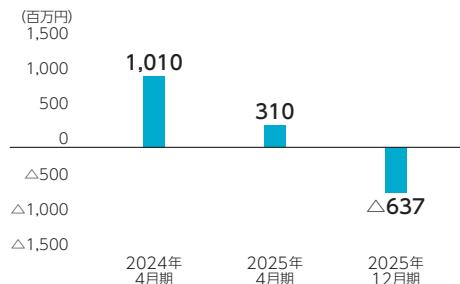
通販部門におきましては、地上波テレビ通販が振るわず、リピート枠や新規枠の確保が困難であったことなどから、売上高は1,475百万円、セグメント利益は397百万円となりました。

店販部門におきましては、新規取引先開拓の遅れやインバウンド客の落ち込みなどが影響し、売上高は4,953百万円、セグメント利益は875百万円となりました。

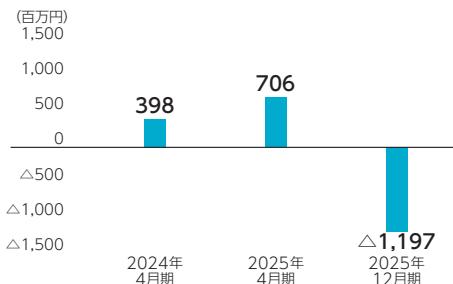
直販部門におきましては、前期に買収して連結子会社化した株式会社forty-fourとの共創を目指し、商流の整理を行う過渡期となったことなどから、売上高は4,855百万円、セグメント利益は449百万円となりました。

海外部門におきましては、世界最大規模のネットセールス期間として知られる11月11日「独身の日」において、中国最大の総合ECプラットフォーム「Tmall」内の美容機器部門の販売実績で昨年に続き1位を獲得し、売上高は5,427百万円、セグメント利益は443百万円となりました。

#### ● 経常利益



#### ● 親会社株主に帰属する当期純利益



## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当連結会計年度において、長期借入金を469百万円返済しております。

### ② 設備投資

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は137百万円であり、その主なものは製品の製造に係る金型の購入のための投資であります。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	年度	第49期 2022年5月1日～ 2023年4月30日	第50期 2023年5月1日～ 2024年4月30日	第51期 2024年5月1日～ 2025年4月30日	第52期 (当連結会計年度) 2025年5月1日～ 2025年12月31日
	売上高(百万円)		42,996	32,023	25,040
経常利益又は損失(△)(百万円)		5,917	1,010	310	△637
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失(△)(百万円)		3,913	398	706	△1,197
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)		71.12	7.24	12.85	△21.77
総資産額(百万円)		30,979	29,090	29,436	27,889
純資産額(百万円)		25,435	25,113	25,897	24,386
1株当たり純資産額(円)		462.29	456.44	470.69	443.22

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	年度	第49期 2022年5月1日～ 2023年4月30日	第50期 2023年5月1日～ 2024年4月30日	第51期 2024年5月1日～ 2025年4月30日	第52期 (当事業年度) 2025年5月1日～ 2025年12月31日
	売上高(百万円)		42,695	30,849	21,769
経常利益又は損失(△)(百万円)		6,763	2,037	995	△1,077
当期純利益又は純損失(△)(百万円)		4,712	162	△69	△1,046
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)		85.65	2.95	△1.26	△19.01
総資産額(百万円)		31,762	28,925	28,593	26,873
純資産額(百万円)		26,379	25,826	25,846	24,440
1株当たり純資産額(円)		479.45	469.40	469.76	444.20

(注) 「1株当たり当期純利益又は純損失(△)」は期中平均発行済株式数に、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数に基づいて算定しており、銭未満を四捨五入して表示しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、公表しております中期経営計画「Going Global Strategy」の達成に向けて、次の事項を特に重点的に取り組むべき課題としております。

##### ① 研究開発活動の強化

当社グループが属する美容健康関連業界では、様々な製品・商品が販売されており、その中からお客様に選ばれるためには、お客様のニーズに応えるのはもちろん、美容の常識を塗り替えるような夢や驚きのある製品の開発が必要になります。

2020年に立ち上げた「表情筋研究所」を軸に、産学連携の推進など研究開発への投資をさらに強化していくほか、米国FDA・中国NMPAを始めとする各種認証の取得にも注力してまいります。

##### ② 企業ブランディング

売上規模の拡大のためには、個々の製品・商品のみならず、「ヤーマン」という企業ブランド自体の認知をグローバルに広げ、底上げを図っていく必要があります。

お客様とのタッチアップポイントを増やすべく、旗艦店であるYA-MAN the store GINZAでの美顔器体験会の実施や、ホテル等様々な施設への当社製品の設置の促進などに注力しております。

さらに、YA-MAN the store GINZAを起点とした海外に向けての情報発信の強化、国内に対しては、当社の主力製品である美顔器カテゴリの更なる認知度向上のため、SNS等を活用したマーケティング施策の強化を図ってまいります。

また、多様な人材の活用による組織の強化と活性化、SDGs推進に向けた環境問題への取り組みなどを通して、「ヤーマン」ブランドの確立と浸透にも引き続き注力してまいります。

##### ③ グローバル展開の強化

当社グループは、「日本発のグローバルブランド・カンパニー」として、アジアのみならず全世界への展開を目指しております。

ユニバーサルデザインの推進や各種認証の取得などによるグローバルに通用する製品開発、新たに立ち上げた当社公式越境ECサイトを起点とした広告展開などを進めてまいります。

また、当社グループには、米国と中国に海外子会社がありますが、これらを足掛かりにグローバル展開を加速すべく、投資を強化してまいります。

なお、当社は現在、53期より売上・利益の再成長のために基盤構築及び新たな事業への投資を強化しながら、設立50周年の期となる2028年12月期に売上高500億円という新たな数値目標を定め、その達成に向けた中期経営計画を2026年3月中に開示いたします。

#### **(5) 主要な事業内容**

当社グループは、主に美容健康関連機器の研究開発、製造、販売及び化粧品・バラエティ雑貨・アパレル・ファッショングッズ等の企画開発、仕入販売を行っております。

## (6) 企業集団の主要拠点等

## ① 企業集団の主要拠点

名 称	所 在 地
本 店	東 京 都 江 東 区
本 社 事 務 所	東 京 都 江 東 区
LABO WELL 株式会社	東 京 都 江 東 区
株式会社 forty-four	東 京 都 澁 谷 区
YA-MAN U.S.A. LTD.	米国デラウェア州ウィルミントン
雅萌（上海）美容科技有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
雅萌（浙江）電子商務有限公司	中 華 人 民 共 和 国 浙 江 省 玉 環 市

## ② 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
通 販 部 門	8名
店 販 部 門	190名
直 販 部 門	23名
海 外 部 門	31名
そ の 他	1名
全 社 （ 共 通 ）	167名
計	420名

(注) 全社（共通）は、管理本部、開発本部及び生産・物流本部の従業員であります。

## ③ 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度比増減	平均勤続年数	平均年齢
395名	29名減	5.8年	36.8歳

**(7) 重要な親会社及び子会社等の状況**

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 子会社等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
LABO WELL株式会社	10百万円	100.0%	美容健康関連機器、化粧品、アパレル等の販売
株式会社forty-four	10百万円	100.0%	広告代理店及び生活家電等の商品企画、卸売及び販売等
YA-MAN U.S.A. LTD.	2,070百万円	100.0%	美容健康関連機器、化粧品等の販売
雅萌（上海）美容科技有限公司	615百万円	100.0%	化粧品等の販売
雅萌（浙江）電子商務有限公司	10百万円	100.0%	美容健康関連機器、化粧品等の販売
株式会社エフェクティブ	499百万円	35.0%	美容健康関連機器、化粧品等の企画及び販売

(注) 雅萌（浙江）電子商務有限公司の株式は、雅萌（上海）美容科技有限公司を通じての間接所有となっております。

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

**(8) 主要な借入先及び借入額**

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 195,555,520株
- (2) 発行済株式の総数 58,348,880株 (自己株式3,327,698株を含む。)
- (3) 当事業年度末の株主数 92,459名

### (4) 上位10名の株主の状況

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
山崎 静子	9,527,450	17.31
山崎 貴三 代	6,204,600	11.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,191,600	5.80
一般社団法人美山崎	2,811,050	5.10
山崎 光英	2,453,600	4.45
V i c t o r i a Y a m a z a k i	2,080,000	3.78
山崎 知美	2,080,000	3.78
山崎 岩男	1,473,600	2.67
エ コ ラ イ ト 合 同 会 社	639,000	1.16
伊藤 千保美	426,500	0.77

- (注) 1. 持株比率は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2025年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山崎 貴三代	代表取締役社長	LABO WELL 株式会社 代表取締役 YA-MAN U.S.A. LTD. 代表取締役
宮崎 昌也	取締役 管理本部長	—
鳥山 望	取締役監査等委員	—
石田 和男	取締役監査等委員	令和アカウンティング・ホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員
井川 沙紀	取締役監査等委員	インフロッセンス株式会社 代表取締役 株式会社エターナルホスピタリティグループ 社外取締役

- (注) 1. 当社は、2025年7月25日開催の第51回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
2. 取締役監査等委員 鳥山望、石田和男、井川沙紀は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役監査等委員 鳥山望、石田和男、井川沙紀は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員である取締役のうち鳥山望氏を、常勤の監査等委員として選定しております。これは、監査等委員会における社内情報の円滑な収集を図るとともに、内部監査部門との緊密な連携を確保するため、常勤の監査等委員を選定することが適切であると判断したためです。
5. 当社では、取締役会の意思決定及び業務執行の迅速化並びに効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
6. 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。
7. 取締役 井川沙紀の戸籍上の氏名は下村沙紀であります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反に係る損害賠償請求など一定の事由に対しては、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

### (4) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに監査役並びに監査等委員である取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2025年7月25日開催の取締役会において、下記のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名・報酬の内容及び決定プロセスを透明化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、2021年12月14日付で任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役会からの諮問に対して同委員会において審議し、その答申を踏まえたうえで決定しております。

## a 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、aからeにおいて同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績などを総合的に勘案することとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、個々の取締役の報酬等の額の決定については、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内において、業務執行取締役については、各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績等を総合的に勘案し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑みて、各取締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を総合的に勘案し、いずれも基本報酬のみを支払うこととする。

## b 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、業務執行取締役については各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績等を考慮し、部長職給与の最高額に取締役会において定める取締役の職位別の係数を乗じた額並びに一般的な業務執行取締役報酬及び社外取締役報酬の水準を参考としながら、社外取締役については各取締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を考慮し、一般的な業務執行取締役報酬及び社外取締役報酬の水準を参考としながら、総合的に勘案して決定するものとする。

## c 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社においては、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を導入していないため、今後必要に応じて検討していくものとする。

## d 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社においては、基本報酬（金銭報酬）のみを支給しているが、今後必要に応じて業績連動報酬等及び非金銭報酬等の導入について検討していくものとする。

## e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とする。

- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに監査役並びに監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2025年7月25日開催の第51回定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2025年7月25日開催の第51回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年7月30日開催の第33回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2025年7月25日開催の取締役会において、代表取締役 山崎貴三代に取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、③において同じ）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

その権限の内容は、各取締役の担当職務の内容、会社業績に対する貢献度等を踏まえた基本報酬の年俸額の決定です。

これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く事業環境や当社の経営状況を熟知し、会社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役が最も適しているという判断によるものです。

- ④ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに監査役並びに監査等委員である取締役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	基 本 報 酬
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	7名 (3名)	33百万円 (5百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (3名)	10百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	4百万円 (4百万円)

- (注) 1. 当社は、2025年7月25日開催の第51回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。本表の監査役を支給人数は当該移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役を支給人数は当該移行後の期間に係るものであります。また、支給人数には、当該移行に伴い取締役及び監査役から取締役（監査等委員）に就任した取締役3名（うち社外取締役3名）を含めているほか、2025年7月25日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役2名）も含めています。
2. 当社は、上記金額以外に業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給しておりません。

**(5) その他会社役員に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**(6) 社外役員に関する事項**

- ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項  
監査等委員である取締役 井川沙紀はインフロレッセンス株式会社の代表取締役ですが、同社と当社間に特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項  
監査等委員である取締役 石田和男は令和アカウンティング・ホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員ですが、同社と当社間に特別の関係はありません。  
監査等委員である取締役 井川沙紀は株式会社エターナルホスピタリティグループの社外取締役ですが、同社と当社間に特別の関係はありません。

- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との親族関係  
該当事項はありません。
- ④ 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役監査等委員	鳥 山 望	当事業年度に開催された取締役会10回、監査役会4回及び監査等委員会6回のすべてに出席し、金融機関における長年の経験に基づく企業経営に関する豊富な実務経験と見識を活かして、経営全般に対する適切かつ有益な助言・提言を行っております。
取締役監査等委員	石 田 和 男	当事業年度に開催された取締役会10回、監査等委員会6回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な実務経験に基づく意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する経営全般の監督と助言という役割を適切に果たしております。
取締役監査等委員	井 川 沙 紀	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回、監査等委員会6回のうち5回に出席し、主に企業ブランディングの見識を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する多角的な視点からの経営の監督と助言という役割を適切に果たしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約に関する事項

当社とForvis Mazars Japan 有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

**(3) 会計監査人の報酬等の額**

	区 分	報 酬 等 の 額
①	公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務の報酬等の額	35百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて十分な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

**(4) 解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>24,691</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,236</b>
現金及び預金	14,498	支払手形及び買掛金	1,770
受取手形、売掛金及び契約資産	5,271	リ ー ス 債 務	6
商品及び製品	3,220	未 払 金	837
仕 掛 品	93	未 払 法 人 税 等	22
原材料及び貯蔵品	782	賞 与 引 当 金	34
未 収 入 金	260	そ の 他	564
未収還付法人税等	1	<b>固 定 負 債</b>	<b>266</b>
そ の 他	562	長期借入金	100
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,198</b>	リ ー ス 債 務	12
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>714</b>	繰 延 税 金 負 債	153
建物及び構築物	395	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,503</b>
機械装置及び運搬具	67	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
土 地	158	<b>株 主 資 本</b>	<b>23,568</b>
リ ー ス 資 産	18	資 本 金	1,813
建設仮勘定	10	資 本 剰 余 金	1,432
そ の 他	63	利 益 剰 余 金	23,208
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>577</b>	自 己 株 式	△2,887
そ の 他	577	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>818</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,906</b>	その他有価証券評価差額金	719
投資有価証券	1,350	為 替 換 算 調 整 勘 定	99
関係会社株式	61	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>24,386</b>
繰延税金資産	13	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>27,889</b>
そ の 他	480		
<b>資 産 合 計</b>	<b>27,889</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年5月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,246
売 上 原 価		7,706
売 上 総 利 益		9,539
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,257
営 業 損 失 (△)		△718
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	93	
為 替 差 益	54	
そ の 他	19	167
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
支 払 保 証 料	3	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	77	
そ の 他	1	86
経 常 損 失 (△)		△637
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12	
減 損 損 失	541	554
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,192
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	83	
法 人 税 等 調 整 額	△78	5
当 期 純 損 失 (△)		△1,197
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△1,197

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年5月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年5月1日残高	1,813	1,432	24,901	△2,887	25,260
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△495	—	△495
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△1,197	—	△1,197
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△1,692	—	△1,692
2025年12月31日残高	1,813	1,432	23,208	△2,887	23,568

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
2025年5月1日残高	584	52	636	25,897
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△495
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	—	△1,197
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	134	46	181	181
連結会計年度中の変動額合計	134	46	181	△1,511
2025年12月31日残高	719	99	818	24,386

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>23,084</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,267</b>
現金及び預金	14,053	買掛金	793
受取手形	23	リース負債	6
売掛金及び契約資産	4,462	未払金	863
商品及び製品	2,986	未払費用	84
仕掛品	93	未払法人税等	22
原材料及び貯蔵品	782	前受金	1
前渡金	34	預り金	21
前払費用	239	賞与引当金	34
未収入金	304	その他の	440
その他の金	339	<b>固定負債</b>	<b>166</b>
貸倒引当金	△234	リース負債	12
<b>固定資産</b>	<b>3,789</b>	繰延税金負債	153
<b>有形固定資産</b>	<b>713</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,433</b>
建物	395	<b>(純資産の部)</b>	
構築物	0	<b>株主資本</b>	<b>23,721</b>
機械及び装置	66	資本金	1,813
工具、器具及び備品	63	資本剰余金	1,432
土地	158	資本準備金	1,313
リース資産	18	その他資本剰余金	118
建設仮勘定	10	<b>利益剰余金</b>	<b>23,362</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>577</b>	利益準備金	61
特許権	84	その他利益剰余金	23,300
ソフトウェア	256	別途積立金	5
その他の	236	繰越利益剰余金	23,294
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,499</b>	<b>自己株式</b>	<b>△2,887</b>
投資有価証券	1,350	<b>評価・換算差額等</b>	<b>719</b>
関係会社株式	703	その他有価証券評価差額金	719
関係会社長期貸付金	950	<b>純資産合計</b>	<b>24,440</b>
その他の	445	<b>負債・純資産合計</b>	<b>26,873</b>
貸倒引当金	△950		
<b>資産合計</b>	<b>26,873</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2025年5月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,510
売 上 原 価		5,443
売 上 総 利 益		8,067
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,227
営 業 損 失 (△)		△160
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	95	
為 替 差 益	51	
そ の 他	9	157
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,068	
そ の 他	4	1,073
経 常 損 失 (△)		△1,077
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12	12
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,089
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27	
法 人 税 等 調 整 額	△71	△43
当 期 純 損 失 (△)		△1,046

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年5月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2025年5月1日残高	1,813	1,313	118	1,432	61	5	24,836	24,903
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△495	△495
当期純損失(△)	－	－	－	－	－	－	△1,046	△1,046
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△1,541	△1,541
2025年12月31日残高	1,813	1,313	118	1,432	61	5	23,294	23,362

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年5月1日残高	△2,887	25,262	584	584	25,846
当期変動額					
剰余金の配当	－	△495	－	－	△495
当期純損失(△)	－	△1,046	－	－	△1,046
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	134	134	134
当期変動額合計	－	△1,541	134	134	△1,406
2025年12月31日残高	△2,887	23,721	719	719	24,440

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

ヤーマン株式会社  
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 矢 昇 太指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 雅 士

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤーマン株式会社の2025年5月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤーマン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

ヤーマン株式会社  
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 矢 昇 太指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 雅 士

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤーマン株式会社の2025年5月1日から2025年12月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年5月1日から2025年12月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月13日

ヤーマン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鳥山 望 ㊟

監査等委員 石田 和男 ㊟

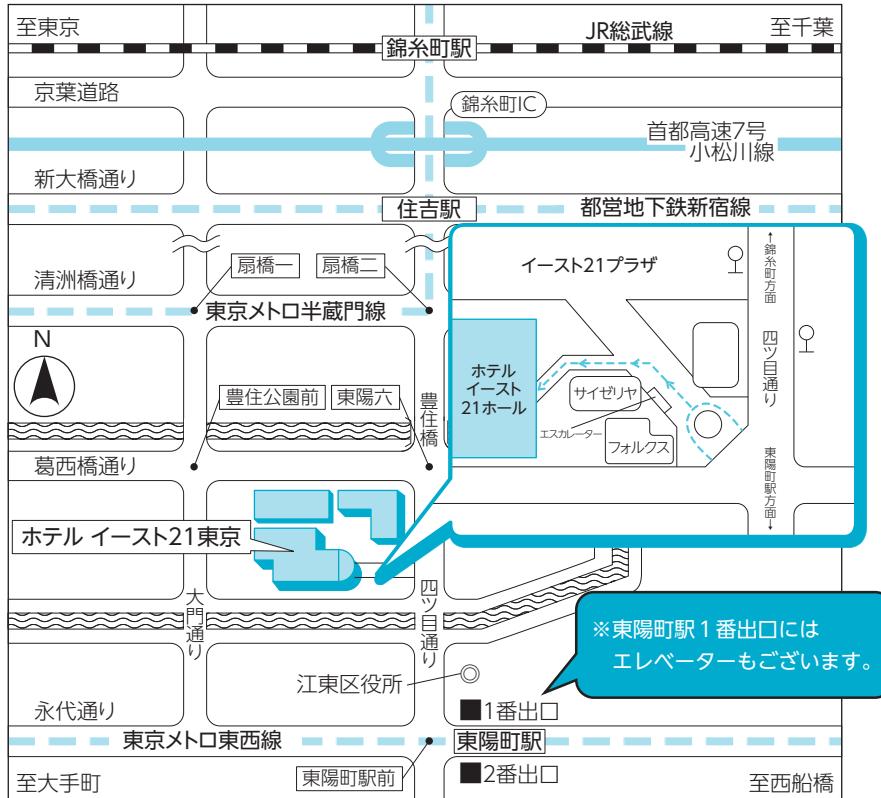
監査等委員 井川 沙紀 ㊟

- (注) 1. 常勤監査等委員鳥山望、監査等委員石田和男及び監査等委員井川沙紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2025年7月25日開催の第51回定時株主総会の決議により、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2025年5月1日から移行日までの監査の状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」  
電話 03-5683-5683 (代表)



交通 東京メトロ東西線 東陽町駅（1番出口）より徒歩約7分  
東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅より  
都営バス<東22>で約10分 豊住橋（東京イースト21）下車  
JR総武線 錦糸町駅より  
都営バス<東22>で約15分 豊住橋（東京イースト21）下車

当日は会場と東陽町駅との送迎バスは運行いたしません。

電子提供措置の開始日 2026年3月4日

第52回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2025年5月1日から2025年12月31日まで)

ヤーマン株式会社

## 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めており、本基本方針及び法令、社内規程に従い業務を遂行することにより、業務の適正を確保しております。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役は、法令・社内規則等を遵守することを宣誓し、コンプライアンス体制の整備に努めるものとする。重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス統括部門及び監査等委員会に報告し、適切な対策を講じる。
- b 監査等委員会は、法定の独立した機関として、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- c 内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてその改善を促す。
- d 通報者の保護を徹底した内部通報制度を充実する。
- e 反社会的勢力対応規程に基づき、反社会的勢力による不当要求に対し、警察及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会とも連携し毅然と対応していく。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役は、議事録、会議録、稟議書、契約書、計算書類その他の重要な文書を関連資料とともに保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- b 文書管理規程を整備し、情報を有効に活用する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 取締役は、リスク管理規程に基づき定期的にビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。
- b リスク管理統括部門は、全社のリスクを統括し、リスクの内容に応じて責任部署を設定し、具体的な対応策を策定する。
- c 財務報告の正確性と信頼性を確保する観点から、関連する業務プロセスの特定及びリスクの評価を行い、文書化並びに統制活動の実施状況を定期的に確認する。

④ **取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- a 取締役会は、取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員が責任を持って担当する領域を明確にする。各取締役及び執行役員は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定又は見直しを行い、当社全体の効率的な運営を確保する。
- b 取締役、執行役員及び使用人による意思決定と業務執行についての権限と責任を明確にするため、職務権限及び職務分掌に関する規程を整備する。

⑤ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- a 取締役は、使用人に対して法令・社内規則等の周知を図り、その遵守を徹底する。取締役は、使用人の職務権限を定め、使用人の責任と権限を明確にし、以て業務執行の責任体制を確立する。
- b コンプライアンス統括部門は、社内のコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに係る相談ができる仕組みを作る。
- c リスク管理統括部門は、各部署の日常的な活動状況におけるリスクを把握し、会社の抱えるリスクを管理する。
- d 法務部門は、当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底する。

⑥ **次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制**

- a 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・ 当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係会社会議の実施及び関係資料等の提出を求める。
  - ・ 当社は子会社に対し、子会社がその経営成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会に当社の取締役又は使用人が出席することを求める。
- b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
  - ・ リスク管理統括部門は、子会社を含めたリスクを管理し、グループ全体のリスク管理推進に関わる課題・対応策を審議する。

- c 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方法を策定する。
  - ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を整備させる。
- d 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は、子会社に、その取締役及び使用人が当社の「企業倫理」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を整備させる。
  - ・当社は、子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役を配置する体制を整備させる。
  - ・当社は、子会社に、監査役が内部統制システムの整備・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を整備させる。
  - ・当社は、子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため当社の内部通報制度を利用する体制を整備させる。

**⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査等委員会補助使用人の設置については、適材配置の視点から中期的な人事計画で検討することとし、当面は次のとおり対応する。

- a 監査等委員会事務局の庶務事項は、管理本部内に専任スタッフを配置する。
- b 監査補助業務は、監査等委員会からの要請事案に関し、管理本部長の指示に基づき、管理本部のスタッフが対応する。

**⑧ 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- a 管理本部長は、監査等委員会からの監査補助業務の要請に対し、要員を確保し、監査等委員会の指揮下において当該業務に専任させる。
- b 管理本部スタッフによる監査補助業務の履行状況の評価は、監査等委員会が行い、管理本部長に報告する。

⑨ **監査等委員会の上記使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人に周知徹底する。

⑩ **次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制**

a 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ・取締役は、監査等委員の重要な会議への出席権限を保証する。
- ・取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上又は財務上の諸問題、規制当局からの命令その他著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、発見次第直ちに報告する。また、取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告する。

b 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の管理本部へ報告を行うか、又は内部通報制度に基づいて通報する。
- ・当社内部監査室は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・内部通報制度の担当部門は、当社グループの取締役、監査役及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役会及び監査等委員会に対して報告する。

⑪ **上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

- ⑫ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- a 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - b 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑬ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- a 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な会合をもつ。
  - b 監査等委員会は、内部統制システムの有効性を評価するうえで、内部監査室及び会計監査人と連携する。
  - c 監査等委員会は、会計監査人を監督するとともに、随時会計監査人より会計に関する報告を受ける。
  - d 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。
  - e 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が必要と認めた執行役員及び使用人に対する調査にも協力する。

## (2) 体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

### ① コンプライアンス、リスク管理体制等

コンプライアンス統括部門の主導により、事業に関連する法令の研修等を実施し、コンプライアンスの徹底に努めております。

なお、特に当社の業務に関連性が深い景品表示法及び薬機法については、使用人の職務の執行が法令に適合することを徹底するため、年2回の景品表示法と薬機法に関する研修とテストの実施や外部セミナーへの参加、試験実施基準や広告制作フロー等の見直しによるチェック機能の強化を図り、適切な体制を確立しております。

また、社内外に内部通報窓口を設置しており、周知徹底して運用しております。

② **法改正等に伴う諸規程の見直し**

法改正及び雇用形態の多様化に対応するため、諸規程を整備し運用しております。

③ **グループ管理体制**

当社取締役会や会議等の場を通じて毎月子会社の担当者から経営状況等の報告を受け、現状を把握できる体制となっております。

④ **監査等委員会への報告体制**

当社の内部監査室責任者は内部監査室が行った監査結果について年6回、また、当社のコンプライアンス責任者は「当社グループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、通報者の匿名性を確保したうえで、通報実績の有無も含めて、四半期毎に年4回取締役会で定例報告を実施するほか、緊急性のあるものについては、遅滞なく監査等委員会に報告を行っております。

**(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等について取締役会が決定することができる旨を定款に定めております。

取締役会は、当社の将来の成長に向けた投資や財務基盤の強化とのバランスを踏まえ、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元を基本方針として、剰余金の配当等に関する権限を行使する方針です。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称  
すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	LABO WELL株式会社、 YA-MAN U.S.A. LTD.、 雅萌(上海)美容科技有 限公司、雅萌(浙江)電 子商務有限公司、 株式会社forty-four

2. 持分法の範囲に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社  
の名称

すべての関連会社に持分法を適用しております。  
関連会社の数 1社  
関連会社の名称 株式会社エフェクティム

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算  
日と一致しております。  
なお、当社及び連結子会社のうちLABO WELL株  
式会社、YA-MAN U.S.A. LTD.、株式会社forty-  
fourは2025年12月期より決算期(事業年度の末  
日)を4月末から12月末へ変更しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
 その他有価証券  
 市場価格のない株式等以外のもの  
 時価法  
 (評価差額は全部純資産直入法により処理  
し、売却原価は移動平均法により算定)  
 市場価格のない株式等  
 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
 商品、製品、原材料、仕掛品  
 移動平均法による原価法(貸借対照表価額  
については、収益性の低下に基づく簿価切  
下げの方法により算定)  
 貯蔵品  
 最終仕入原価法(貸借対照表価額につい  
ては、収益性の低下に基づく簿価切下げの方  
法により算定)

③ デリバティブ取引により生じる正味の債権及  
び債務の評価基準及び評価方法  
時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)  
 定率法(ただし、1998年4月1日以降に  
取得した建物(建物附属設備を除く)及び  
2016年4月1日以降に取得した建物附属  
設備並びに構築物については定額法)
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)  
 定額法  
 なお、ソフトウェア(自社利用分)につい  
ては、社内における利用可能期間(5年)  
に基づく定額法によっております。また、  
のれんについては、5年間の均等償却を行  
っております。
- ③ リース資産  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係  
るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零  
とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金  
 従業員への賞与の支給に充てるため、支給見  
込額のうち当連結会計年度の負担額を計上し  
ております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換  
算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場  
により円貨に換算し、換算差額は損益として処  
理しております。なお、在外子会社の資産およ  
び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に  
換算し、収益および費用については期中平均相  
場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部  
における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 収益及び費用の計上基準

製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販  
売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点  
において履行義務が充足されると判断し、当該  
製品又は商品について受け取ると見込まれる金  
額で認識しております。  
 なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第  
98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又  
は商品の販売において、出荷時から当該製品又  
は商品の支配が顧客に移転される時までの期間  
が通常の期間である場合には、出荷時に収益を  
認識しております。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,113百万円

**(連結損益計算書に関する注記)**

## 1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都江東区	その他	のれん	520百万円
東京都渋谷区	事業用資産	建物及び構築物 その他	21百万円

当社グループは、原則として事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っており、のれんについては原則として会社単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、連結子会社である株式会社forty-fourの取得時に認識したのれんについて、買収当初想定していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値を用いており、ゼロとして算定しております。

また、株式会社forty-fourが保有する事業用資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値を用いており、ゼロとして算定しております。

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,348,880株

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2025年 7月25日 定時株主総会	普通株式	261	4.75	2025年 4月30日	2025年 7月28日
2025年 12月12日 取締役会	普通株式	233	4.25	2025年 10月31日	2025年 12月18日
計		495	-		

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2026年 2月13日 取締役会	普通株式	261	利益 剰余金	4.75	2025年 12月31日	2026年 3月12日

**(金融商品に関する注記)**

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針  
当社グループは、資金運用については定期預金を中心に、資金調達については、銀行借入等によっております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制  
営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、当社グループの与信管理規程に従い、その低減を図っております。  
営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内に支払期日の到来するものであります。このうち、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクについては、為替予約を利用するなどしてその低減を図っております。  
借入金には主に営業取引に係る資金調達によるものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。  
営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループではグループ全体の資金計画を作成するなどの方法により管理しております。
- (3) 信用リスクの集中  
当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、31.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金	100	95	△4

- (注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、未収入金、支払手形及び買掛金、未払金は、いずれも短期間で決済されるため時価はほぼ帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
2. 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。
3. 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項  
金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資 有価証券 その他有価証券 株式	1,350	-	-	1,350
合計	1,350	-	-	1,350

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	95	-	95
合計	-	95	-	95

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明  
長期借入金これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	通販部門	店販部門	直販部門	海外部門	計		
売上高	1,475	4,953	4,855	5,427	16,712	533	17,246
顧客との契約から生じる収益	1,475	4,953	4,855	5,427	16,712	533	17,246
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,475	4,953	4,855	5,427	16,712	533	17,246

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (百万円)
契約負債 (期首残高)	45
契約負債 (期末残高)	6

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価額

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	443円22銭
1 株当たり当期純損失 (△)	△21円77銭

## (その他)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式、関連会社株式  
移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - ① 商品、製品、原材料、仕掛品  
移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
    - ② 貯蔵品  
最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - (3) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法  
時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 収益及び費用の計上基準  
製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。  
なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

## (重要な会計上の見積り)

(貸倒懸念債権に区分した子会社である株式会社 forty-four 債権に対する貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	
株式会社 forty-four に対する 債権	115百万円
株式会社 forty-four に対する 貸付金及び利息	1,068百万円
貸倒引当金	1,184百万円

- (2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
貸倒懸念債権に区分した株式会社 forty-four 債権について、個別に回収可能性を検討し、株式会社 forty-four の将来の事業計画等を総合的に判断して回収不能見込額を計上しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,031百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	263百万円
短期金銭債務	67百万円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	339百万円
仕入高	619百万円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	2百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首 株式数 (株)	当事業年度 増加 株式数 (株)	当事業年度 減少 株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
普通株式	3,327,698	-	-	3,327,698

**(税効果会計に関する注記)**

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
未払事業税	5百万円
賞与引当金	10百万円
返金負債	66百万円
一括償却資産	2百万円
棚卸資産評価損	12百万円
繰越欠損金	148百万円
前払費用	30百万円
未払費用	36百万円
貸倒引当金	362百万円
減価償却超過額	4百万円
資産除去債務	20百万円
長期前払費用	22百万円
土地	10百万円
子会社株式	662百万円
関連会社株式	64百万円
その他	14百万円
繰延税金資産小計	1,477百万円
評価性引当額	△1,271百万円
繰延税金資産合計	205百万円
繰延税金負債	
返品資産	△27百万円
その他有価証券評価差額金	△330百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△358百万円
繰延税金資産純額	△153百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	雅萌(上海)美容科技有限公司	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営管理	増資の引受 (注1)	144	-	-
子会社	YA-MAN U.S.A. LTD.	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営管理	増資の引受 (注1)	22	-	-
子会社	株式会社 forty-four	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営管理	資金の貸付 (注2)	730	関係会社 長期貸付金	950

- (注) 1. 当社が全額引き受けたものであります。  
2. 株式会社 forty-four の資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間5年、期日は毎月均等返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

## (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 444円20銭  
1株当たり当期純損失(△) △19円01銭

## (その他)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。